

国見町条例第 33 号

国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

国見町水道事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 43 年国見町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 261 号）」の次に「第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」を加え、「及び」を「又は」に、「給料、」を「給料及び」に改め、同条第 3 項中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。））」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 会計年度任用職員については、国見町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年国見町条例第 8 号）の定めるところにより、予算の範囲内で給与を支給する。

第 3 条第 3 項中「並びに」の次に「各」を、「差額」の次に「（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、給料表の種類、給料表に定める職務の級及び各職務の級における給料額）」を加える。

第 4 条中「職員」の次に「（以下「管理職員」という。））」を加える。

第 5 条第 3 項を削る。

第 5 条の 2 第 1 号中「貸間を含む。」の次に「次号において同じ。」を、「使用料を含む。」の次に「同号において同じ。」を、「家屋をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 第 6 条の 2 の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（公舎その他町長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、町長が別に定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして町長が別に定めるもの

第 6 条第 2 号中「自転車」を「自動車」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ、自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員

第 8 条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）を勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）に変更したことにより、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り

変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、超過勤務手当を支給する。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。

第 9 条第 1 項中「休日等」の次に「（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 3 項を削る。

第 11 条第 2 項中「第 8 条」の次に「第 1 項」を加える。

第 12 条中「及び 12 月に職員の在職期間に応じ、かつ、事業の経営状況を考慮して」を「1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日（以下「支給日」という。）に」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（町長が別に定める職員を除く。以下同じ。）についても、同様とする。

第 12 条に次の 2 項を加える。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員
 - (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 3 会計年度任用職員のうち、任期の定めが 6 か月未満の者その他町長が別に定める者にあつては、期末手当は支給しない。

第 13 条中「職員の勤務成績に応じ、かつ、事業の経営状況を考慮して」を「基準日に在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給日に」に改め、同条に後段として次

のように加える。

この場合において、これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

第14条の2に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第14条の3中「第32条第1項（）」を「第32条第1項、」に、「において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため国見町に派遣された職員で、」を「（同法第183条において準用する場合を含む。）」、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が」に、「ものに対して」を「場合は、当該職員に対して災害派遣手当を」に改める。

第15条第1項中「しないときは、」の次に「休日等である場合、休暇による場合その他」を加え、同条第2項中「1歳に満たない」を「小学校等就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改め、「しないことをいう。）」の次に「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により町長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

第16条に次の2項を加える。

- 2 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の承認を受けた職員には、前項の規定にかかわらず、修学部分休業又は高年齢職員部分休業をしている全時間については、1時間につき、勤務1時間当たりの給料の額を減額した給与を支給する。
- 3 地方公務員法第26条の5第1項又は第26条の6第1項の承認を受けた職員には、第1項の規定にかかわらず、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第17条の3本文中「第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第18条の見出し中「再任用」の次に「短時間勤務」を加え、同条中「地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された」を「定年

前再任用短時間勤務」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 第 5 条、第 5 条の 2 の規定は、育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項の改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。